

## 赤坂台校区連合自治会会則

### 第1章 総則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は赤坂台校区連合自治会と称する（以下「本会」と云う。）
- 2 本会の事務所を連合自治会会長宅に置く。

(組織)

- 第2条 本会は赤坂台校区に居住する者で組織された単位自治会・単位管理組合でもって組織する。

### 第2章 目的

(目的)

- 第3条 本会は赤坂台校区内居住者の親睦と連帯を密にし、文化生活に寄与するとともに、各行政官公庁、各種団体との交渉・連絡を行い、共同利益を追求し、住みよい生活環境をつくることを目的とする。
- 2 本会は政党・宗派及び利益団体によって干渉拘束されない。また偏向しない。

### 第3章 運営の基本原則

(運営)

- 第4条 本会は運営に当たり、次の事項を尊重するものとする。
- (1) 本会は居住者でつくられた単位自治会・単位管理組合の代表で構成され、相互に協力し、共通の課題や問題解決に努力する。
  - (2) 本会は常に全員の意見を広く聞き、できるだけ多くの話し合いをもち、民主的に運営する。
  - (3) 本会は行政官公庁よりの連絡、その他については第3条に基づき自主的に判断を行うものとする。
  - (4) 本会は常に居住者の利益を代表し、役員はそのため私心なく奉仕する。
  - (5) 本会は単位自治会・単位管理組合の相互理解と協調により、交流・親睦を深め、和やかに事業運営を進める。
  - (6) 本会はあくまで独立した単位自治会・単位管理組合の自主性を相互に尊重し、他組織に干渉しない。
  - (7) 本会は健全或る各種団体に対して、事業遂行に必要な場合は協力要請する事がある。

(加入及び脱退)

[参考資料1]

第 5 条 本会への加入及び脱退は、総会において各単位自治会、管理組合を代表する者の意志表明を以って承認する。

2 会期中の加入または脱退については、役員会で仮承認することができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 6 条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第4章 機関

(機関)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会
- (4) 地域会館管理運営委員会

(総会)

第 8 条 総会は本会の最高議決機関であり、各単位自治会・各単位管理組合より選出された代議員の2/3以上(委任状を含む)の出席で成立し、過半数賛成で議決する。

2 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年度始めにこれを開催する。また、1/3以上の単位自治会・単位管理組合の要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 代議員は各単位自治会、単位管理組合の構成員で各2名選出され、1名につき1議決権とする。

4 総会に諮る事項は次のとおりとする。

- (1) 年間行事計画及び報告。
- (2) 予算、決算に関する事項。
- (3) 会則の改廃に関する事項。
- (4) 役員承認及び人事構成に関する事項。
- (5) 地域会館の管理に関する事項。
- (6) その他必要事項。

(役員会)

第 9 条 役員会は総会の執行機関である。

(1) 定例役員会は、会長が招集し毎月1回以上開催する。

(2) 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、及び単位自治会・単位管理組合の1/3以上

[参考資料1]

の要請があったときは、会長がこれを要請し開催することができる。

- 2 役員会は第12条に掲げる役員で構成され1名につき1議決権とする。
- 3 役員会は構成人員の2/3以上（委任状含む）の出席で成立し、過半数の賛成で議決する。  
但し、同数の場合は否決とする。
- 4 役員会に諮る事項は次のとおりとする。
  - (1) 総会における議決権事項の遂行
  - (2) 総会に審議を求める事項の作成
  - (3) 単位自治会・単位管理組合よりの提案事項の審議決定及びその遂行
  - (4) 細則の設定及びその改廃に関する事項
  - (5) 地域会館管理運営規則の改廃及び委員会からの報告事項の審議承認
  - (6) その他必要事項

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のより具体化を図るため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、構成及び運営については、役員会で決定する。

(地域会館管理運営委員会)

第11条 地域会館の円滑かつ健全な管理を行うため、管理運営委員会を設置することができる。

- 2 管理運営委員会の組織、構成及び運営については、「赤坂台地域会館管理運営規則（以下「会館規則」という。）」を設けて第7章に掲げる運営を行う。

## 第5章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 1名
- (6) 幹事 単位自治会・管理組合よりの推薦者 各2名

(任務)

第13条 役員は次の任務を分担する。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記長 本会の会務全般を掌握し、事務を司る。
- (4) 書記 書記長と協力し、資料の作成及び整理等を行う。

[参考資料1]

(5) 会 計 本会の会計を担当する。

(6) 幹 事 本会の会務を審議し、その遂行を分担する。

(役員を選出等)

第14条 役員を選出、任期等については、別に定める「赤坂台校区連合自治会役員選出規則」の手続きにより運用するものとする。

- 2 前条6)の幹事については、各単位自治会・管理組合の役員である者が望ましい。ただし、各単位自治会・管理組合から特別の推薦がある場合はこの限りではない。

(相談役)

第15条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会において校区住民の中から適任者を選択し、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、役員会に対し本会の運営に関して必要な助言を与えることができる。

## 第6章 会計

(会計区分)

第16条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は、本会の運営経費とし、会費、行事分担金、堺市補助金、その他によって運営する。
- 3 特別会計は、赤坂台地域会館の管理運営に要する経費とし、会館使用料、堺市補助金、その他によって運営する。また、予算の執行及び決算については、会館規則によって定める。

(会 費)

第17条 会費は、運営上の必要に応じ役員会の議決により決定するものとする。

- 2 年度途中で脱退した場合、既納された会費は返却しない。

(行事分担金)

第18条 行事分担金は、行事内容の必要性に応じ役員会の議決により決定するものとする。

- 2 年度途中で脱退した場合、既納された分担金は返却しない。

(寄付金)

第19条 寄附金の受理については、役員会で慎重に審議し、その可否を諮る。

(出 金)

第20条 出金は会長及び副会長1名の承認を必要とする。ただし、赤坂台地域会館にかかる特別会計は、別途地域会館管理運営規則に定める。

- 2 本会の役員は無報酬とする。ただし、南区自治連合協議会等への出席、対外交渉等による交

[参考資料1]

通通信費はその実費を補償する。

(会計年度及び監査)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計は年1回以上、収支計算書を作成して、監査人の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計監査人)

第22条 本会に会計監査人2名を置く。

- 2 会計監査人は、前年度役員が役員以外の者を推薦し、総会の承認を得なければならない。
- 3 会計監査人の任期は、2年1期とし、3期を超えて再任できないものとする。

## 第7章 地域会館

(地域会館)

第23条 堺市から本会に所有権の無償譲渡を受けた赤坂台地域会館の管理運営については、本会の責任のもとに、次の各項目により運営する。

- (1) 赤坂台地域会館の管理運営については、赤坂台校区内の各種団体・組織及び住人の代表からなる管理運営委員会を設けて管理運営する。
- (2) 管理運営委員会の委員長は、本会の会長が兼務する。
- (3) 管理運営委員会の事務局長は、本会の三役の内から1名が兼務する。
- (4) 管理運営委員会の監査人は、本会の監査人が兼務する。
- (5) その他必要な事項は別途規則で定める。

附 則

第1 定めなき事項について、役員会の承認を得るものとする。

この会則は、昭和53年(1978年) 1月29日から実施する。

昭和57年(1982年) 5月16日 一部改正

昭和58年(1983年) 5月 8日 一部改正

昭和59年(1984年) 5月13日 一部改正

昭和61年(1986年) 3月 9日 一部改正

昭和61年(1986年) 12月14日 一部改正

平成 2年(1990年) 4月 8日 一部改正

平成10年(1998年) 1月11日 一部改正 平成10年4月1日から施行

平成15年(2003年) 4月 1日 一部改正

平成31年(2019年) 4月 1日 一部改正